

議案第 9 号

京丹後市介護保険条例の一部改正について

京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期京丹後市高齢者保健福祉計画期間において、介護サービス費用を賄うために必要な介護保険料の額の変更を行うほか、介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例

京丹後市介護保険条例（平成16年京丹後市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「27,800円」を「28,600円」に改め、同項第2号中「50,500円」を「52,000円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「53,800円」に改め、同項第4号中「62,600円」を「64,500円」に改め、同項第5号中「69,600円」を「71,700円」に改め、同項第6号中「80,100円」を「82,500円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの」に改め、同項第7号中「94,000円」を「96,800円」に改め、同号ア中「120万円以上200万円未満」を「120万円以上210万円未満」に改め、同項第8号中「114,900円」を「118,300円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号中「128,800円」を「132,700円」に改め、同号ア中「300万円以上500万円未満」を「320万円以上500万円未満」に改め、同項第10号中「139,300円」を「143,400円」に改め、同項第11号中「149,700円」を「154,200円」に改め、同項第12号中「156,700円」を「161,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「13,900円」を「14,300円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「33,000円」を「34,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「48,700円」を「50,200円」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(同項第6号ア、同項第7号ア、同項第8号ア、同項第9号ア、同項第10号ア、同項第11号ア及び同項第12号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

12 第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第1項から第4項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

京丹後市介護保険条例(平成16年京丹後市条例第143号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第143号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,100円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>京丹後市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第143号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,700円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,500円</u></p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と</u></p>

現行	改正案
<p>_____が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>94,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>120万円以上200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>114,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>128,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円以上500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>139,300円</u></p>	<p>する。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号の<u>いずれにも該当しないもの</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>120万円以上210万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>132,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>143,400円</u></p>

現行	改正案
<p>ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>149,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>156,700円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>13,900円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,700円</u>とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6条～第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>154,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>161,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>14,300円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,200円</u>とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6条～第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(<u>令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例</u>)</p> <p>10 <u>第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年</u></p>

現行	改正案
	<p><u>法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(同項第6号ア、同項第7号ア、同項第8号ア、同項第9号ア、同項第10号ア、同項第11号ア及び同項第12号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>12 第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第5条第1項から第4項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第9号 京丹後市介護保険条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ()
------------	------------------------------	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 介護保険法第117条の規定に基づいて策定する第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の期間において、介護サービス費用を賄うために必要な介護保険料の額の変更を行うほか、国の通知に基づく第7段階から第9段階までの合計所得金額の基準額の見直し、国施策として実施している公費を活用した低所得者（第1段階から第3段階）の介護保険料軽減策の継続、介護保険法施行令の一部改正に伴い、附則において規定する介護保険料率の算定に関する基準の特例の追加などについて、所要の改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> (有) ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）について、パブリックコメントを実施 （令和2年12月25日～令和3年1月14日 意見結果 0件）					
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
<<政策等の必要性>> 第8期介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する3年間の費用を賄うために、国庫負担等の額等も勘案し、持続可能な介護保険事業を運営するために必要な第1号被保険者負担分の額を改定するもの。また、税制改正による給与所得及び年金所得の増加分が介護保険料に影響しないように介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険料率の算定に関する基準の特例が設けられたため、政令との整合を図る必要がある。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>>					
<<提案に至るまでの経緯>>	<<総合計画等の整合>>					
R3.1.27 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の高齢者福祉部会で説明 R3.2.2 例規審査委員会	総合計画 計画項目	20	暮らしに生きがいのある健康長寿のまちづくり			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称	京丹後市高齢者福祉計画				
	策定年度	令和2年度				
	計画期間	令和3年度～令和5年度				
<<政策等の実施時期>> 令和3年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	健康長寿福祉部	長寿福祉課	(有)・無 京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例 参考資料			

○ 京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例

1 介護保険料について

(1) 概要

介護保険料は、全国の市町村において、3年に一度策定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に合わせ、見直しを行うこととなっています。令和3～5年度の介護保険料の基準額は、この計画のサービス提供見込量をもとに決めています。

(2) 介護保険の財源 ※第7期から変更なし

介護サービス利用時の費用のうち、本人負担以外の残りの部分を介護保険料と公費でまかないます。介護保険条例では、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料を定めています。

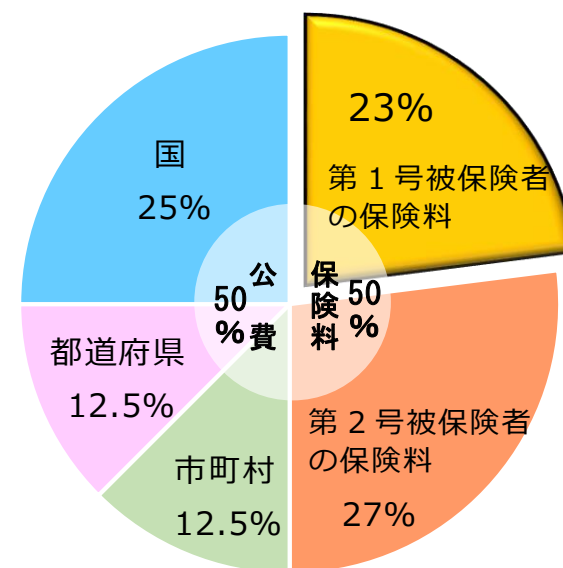
(3) 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会での意見等

第8期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定に当たっては、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会に諮問しました。審議会を2回、高齢者福祉部会を4回開催し、部会を中心に計画内容を検討・審議するとともに、第8期の介護保険料についても説明し、意見を求めました。

【主な意見等】

- ・ サービス提供見込量によって保険料額に大きな影響が生じるので、しっかりと見込んでいただきたい。
- ・ 保険料の上昇を将来的に抑えていくため、今後は、積極的に介護予防に取り組むべきではないか。
- ・ 第8期では、特別養護老人ホームなどの整備は見込んでいないのか。
- ・ 京丹後市の保険料は、近隣市町と比較して、安いのか、高いのか。

介護給付費の財源構成



2 第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）の介護保険料の設定について

(1) 介護保険料基準額（月額）の設定について

現在の介護保険料基準額（月額）5,805円を5,979円に改定（174円の増）

※ 基準額（月額）とは、介護保険料の年額を決定するための基準となる額（積算上の額）

基準額（月額）×段階ごとの割合×12月＝介護保険料の基準額（年額） ※100円未満は切り捨て

(2) 介護保険料が増額となる要因

介護サービス利用者の増加及び介護報酬の改定による

京丹後市介護保険料 新旧対照表【案】

現行：令和2年度 第7期 介護保険料基準額（月額）5,805円

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割合	0.2	0.475	0.7	0.9	1	1.15	1.35	1.65	1.85	2	2.15	2.25
年額	13,900	33,000	48,700	62,600	69,600	80,100	94,000	114,900	128,800	139,300	149,700	156,700

改正後：令和3～5年度 第8期 介護保険料基準額（月額）5,979円

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割合	0.2	0.475	0.7	0.9	1	1.15	1.35	1.65	1.85	2	2.15	2.25
年額	14,300	34,000	50,200	64,500	71,700	82,500	96,800	118,300	132,700	143,400	154,200	161,400

第8期 介護保険料基準額（年額）における第7期 介護保険料基準額（年額）との比較

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年額	400	1,000	1,500	1,900	2,100	2,400	2,800	3,400	3,900	4,100	4,500	4,700

国基準（令和3～5年度）

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
割合	0.5	0.75	0.75	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7			
年額	35,800	53,800	53,800	64,500	71,700	86,000	93,200	107,600	121,900			

3 所得段階別保険料額（基準額：5,979円／月）

段階	対象者	基準額に対する割合	所得段階別の年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.2	14,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の人	0.475	34,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.7	50,200円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	64,500円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	1.00	71,700円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	82,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.35	96,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.65	118,300円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.85	132,700円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の人	2.00	143,400円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	2.15	154,200円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円超の人	2.25	161,400円

① 合計所得金額（第1～5段階）

総所得金額（給与所得、事業所得など）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額に給与所得がある場合は10万円を控除した額

② 合計所得金額（第6～12段階）

総所得金額（給与所得、年金などの雑所得、事業所得など）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

※ 上記①・②とも、土地収用や居住用財産に係る譲渡所得などは、租税特別措置法の規定による特別控除後の所得を合計所得金額とする。
（特別控除後の合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）

4 保険料の低所得者軽減の継続

第1号被保険者の介護保険料について、消費税を活用した公費による低所得者の保険料を軽減

(1) 令和3～5年度の割合と介護保険料（年額）

段階	保険料 基準額 (令和2年度)	基準額に 対する割合 保険料年額	令和3～5年度		令和2年度		保険料年額 差額
			基準額に 対する割合	保険料年額	基準額に 対する割合	保険料年額	
第1段階	71,700円 (69,600円)	0.4 28,600円	0.2	14,300円	0.2	13,900円	400円
第2段階		0.725 52,000円	0.475	34,000円	0.475	33,000円	1,000円
第3段階		0.75 53,800円	0.7	50,200円	0.7	48,700円	1,500円

(2) 令和3～5年度保険料算定方法

- ① 第1段階 基準額に対する割合0.4から10分の2を減算した割合0.2を基準額71,700円に乗じて得た額
(基準額に対する割合0.4 - 0.2) × 71,700円 = 14,300円 (100円未満切り捨て)
- ② 第2段階 基準額に対する割合0.725から10分の2.5を減算した割合0.475を基準額71,700円に乗じて得た額
(基準額に対する割合0.725 - 0.25) × 71,700円 = 34,000円 (100円未満切り捨て)
- ③ 第3段階 基準額に対する割合0.75から10分の0.5を減算した割合0.7を基準額71,700円に乗じて得た額
(基準額に対する割合0.75 - 0.05) × 71,700円 = 50,200円 (100円未満切り捨て)

(3) 公費負担割合

国：1/2 府：1/4 市：1/4

5 令和3～5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例

		収入金額	控除金額	所得金額	所得金額 調整控除	合計所得金額	特例控除	特例控除後の 合計所得金額
改正前	給与	70万円	→ 65万円	→ 5万円		15万円		
	公的年金	130万円	→ 120万円	→ 10万円				
改正後	給与	70万円	→ 55万円	→ 15万円	-10万円	25万円	-10万円	15万円
	公的年金	130万円	→ 110万円	→ 20万円				